



この「ご契約のてびき」(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」「注意喚起情報」はご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明の点がございましたら、全たばこ生協までお問い合わせください。

★この欄に記載のない加入・給付の詳細については、各共済の事業規約・細則によります。内容にご不明な点がございましたら、全たばこ生協までお尋ねください。

契約概要

●総合(慶弔)共済について

総合(慶弔)共済は、労働組合などの団体の構成員全員が加入し、加入者や加入者のご家族の生命、自然災害、慶事、就業などの共済事故が発生した場合、共済金をお支払いします。詳しくは、リーフレットの「総合共済給付金一覧」をご確認ください。

●ご加入にあたって

- 次の全てを満たす団体が加入できます。
  - 当該団体等の構成員となるものが20名以上であること。
  - 当該団体等がこの総合(慶弔)共済の実施に関してこの組合と協定している団体であること。
- 出資金を支払って組合員になれば、この共済に加入いただけます。出資金は、1口100円で最低1口以上の出資金が必要です。最初に共済掛金をお支払いいただくときにお支払いください。

●加入資格について

出資金を払い込み、組合員となった方。

●共済掛金の払込方法について

- 共済掛金は、半年払いまたは月払いとなります。当該年の共済掛金は、半年払いは年末および夏期一時金、月払いは月例賃金で、団体とこの

組合で定めた協定書にしたがい控除にて引き去ります。

- 中途加入の場合は、当該年の満期までの掛金を契約発効月に団体とこの組合で定めた協定書にしたがい月例賃金で控除にて引き去ります。

●共済期間と契約の更新について

共済期間は1月1日から12月31日までの1年間です。引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。

●契約できる限度について

共済契約は次の(1)および(2)のすべてをみたさなければなりません。

- 口数の限度  
共済契約は「総合(慶弔)共済たばこ型」の1口です。
- 共済金額の限度  
被共済者1人についての共済事故ごとの共済金額の最高限度は100万円となります。

●共済金支払いの分割払い等について

戦争その他の非常な出来事や地震、津波、噴火その他これに類する天災により、共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総代会の議決を経て共済金の分割払い、支払いの繰り延べまたは削減をすることがあります。

注意喚起情報

●加入申込書の記入について

- 加入申込書は全たばこ生協と契約を締結するものとして重要です。内容をよくお確かめのうえ、お申し込みください。
- 提出された加入申込書の内容を審査したうえで、お引受するか否かを決定します。その諾否を契約代表者または契約申込者に通知します。

●契約の成立と効力の発生について

- この組合が加入を承諾した場合、この組合が当該年の掛金を受け取った日の翌月1日の午前零時に契約が成立し保障が開始(発効)します。
- 前号に規定する日を発効日とします。
- 掛金の払い込みおよび発効日について、協定書に別の定めがあるときは、当該協定書に定める内容によるものとします。  
※掛金の払い込みができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。

●クーリングオフについて

申込者・契約者は、申込日を含めた8営業日以内であればクーリングオフ(申し込みの取り消し)ができます。

●共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかに該当する場合には、共済金をお支払いできません。

- 共済金受取人の故意または重大な過失により、被共済者の死亡弔慰金の共済事故が生じたとき。ただし、その人が共済金の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。
- 被共済者の故意または重大な過失により、死亡弔慰金(被共済者の配偶者、被共済者の子、被共済者および配偶者の親)、住宅災害見舞金、傷病見舞金の共済事故が生じたとき。
- 被共済者の犯罪行為により共済事故が生じ、この組合が共済金の支払いを適当でないと認めたとき。

●共済の取り消し・無効・解除・消滅について

- 契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、契約は取り消しとなります。
- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- 契約者が契約の発効日または更新日にすでに死亡していたとき。
- 契約者が契約の発効日または更新日にすでに団体の構成員でなくなったとき。
- 共済契約の口数および共済事故ごとの共済金額が、それぞれに規定する最高限度を超えていたときは、その超えた部分の口数および共済金額。

- 次の場合、将来に向かって契約は解除されます。

- 共済金の請求および受領等に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
- 契約者、被共済者または共済金受取人が、この組合に共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
- (1)および(2)のほか、この組合の契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

- 被共済者が死亡した場合は該当月の末日をもって、共済契約は消滅します。

●共済内容に関する届け出について

契約者は契約者の氏名、住所または住居表示、契約内容および団体について変更がある場合には、遅滞なく契約代表者を通じてこの組合へご連絡ください。

●共済の解約について

契約者は、共済期間の中途において契約を解約することはできません。

●返戻金等について

- 詐欺等により共済契約を取り消した場合は共済掛金を返還しません。
- 詐欺等により共済契約を解除した場合は共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還請求します。
- 共済契約を解除、消滅した場合は当該契約の未経過共済期間(1カ月に満たない端数日は切り捨てます)の共済掛金を契約代表者を通じて契約者に払い戻します。